

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画 (案)

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

東京都

【目次】

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 指定計画等	5
2 特別保護地区の指定	7
(1) 方針	7
(2) 指定計画	9
(3) 指定内訳	10
3 休猟区の指定	11
4 鳥獣保護区の整備等	11
(1) 方針	11
(2) 整備計画	11
第三 鳥獣の人工増殖に関する事項	12
1 鳥獣の人工増殖	12
(1) 方針	12
(2) 人工増殖計画	13
2 放鳥獣等	13
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	14
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	14
(1) 希少鳥獣等	14
(2) 狩猟鳥獣	14
(3) 外来鳥獣等	15
(4) 指定管理鳥獣	16
(5) 一般鳥獣	16
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定	16
2-1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	16
(1) 許可しない場合の基本的考え方	16
(2) 許可に当たって付する条件の考え方	17
(3) わなの使用に当たっての許可基準	17
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	18

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	18
(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集	18
3 目的別の捕獲許可の基準	19
3—1 学術研究を目的とする場合	19
(1) 学術研究	19
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	20
3—2 鳥獣の保護を目的とする場合	21
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	21
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	22
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	22
3—3 鳥獣の管理を目的とする場合	22
(1) 第二種特定管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	22
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	23
3—4 その他特別な事由の場合	31
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	33
4—1 捕獲許可した者への指導	33
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	33
(2) 従事者の指揮監督	34
(3) 危険の予防	34
(4) 捕獲実施に当たっての留意事項	35
(5) 錯誤捕獲の防止	35
4—2 許可権限の区市町村長への委譲	35
4—3 鳥類の飼養登録	35
4—4 販売禁止鳥獣等の販売許可	36
(1) 許可の考え方	36
(2) 許可の条件	36
4—5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	36
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	37
1 特定猟具使用禁止区域	37
(1) 方針	37
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	37
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	38
2 特定猟具使用制限区域	38
3 猟区の設定	38
4 指定猟法禁止区域	39

第六 特定計画の作成に関する事項	40
1 計画作成の目的	40
2 対象鳥獣の単位	40
(1) 第一種特定鳥獣保護計画	40
(2) 第二種特定鳥獣管理計画	40
3 計画期間	40
4 対象区域	41
5 計画の目標	41
6 保護事業又は管理事業	41
(1) 個体群管理	41
(2) 生息環境管理	42
(3) 被害防除対策	42
7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	42
8 計画の記載項目及び様式	43
(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載事項	43
(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載事項	43
9 計画の作成及び実行手続	43
(1) 検討会・連絡協議会の設置	43
(2) 関係地方公共団体との協議	44
(3) 利害関係人の意見の聴取	44
(4) 計画の決定及び公表・報告	44
(5) 計画に関する年度別実施計画の作成	44
10 計画の評価・見直し	45
11 計画の実行体制の整備	45
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	46
1 基本方針	46
2 鳥獣保護対策調査	46
(1) 鳥獣生息分布調査	46
(2) 希少鳥獣保護調査	46
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	47
3 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査	47
4 狩猟対策調査	48
(1) 狩猟鳥獣生息調査	49
(2) 狩猟実態調査	49
5 鳥獣管理対策調査	50
(1) 調査の概要	50

6 法に基づく諸制度の運用状況調査	50
(1) 捕獲等情報収集調査	50
(2) 制度運用の概況情報	51
7 新たな技術についての検討・普及	51
(1) 捕獲、調査等に係る技術の検討・普及	51
(2) 被害防除対策に資する検討・普及	51
(3) 捕獲個体の活用や処分に係る検討・普及	51
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	52
1 鳥獣行政担当職員	52
(1) 方針	52
(2) 配置計画	52
(3) 研修計画	53
2 鳥獣保護管理推進員	53
(1) 方針	53
(2) 配置計画	54
(3) 年間活動計画	54
(4) 研修計画	55
3 保護及び管理の担い手の育成	55
(1) 方針	55
(2) 人材の育成及び配置	55
(3) 研修計画	56
4 鳥獣保護施設等について	56
5 取締り	57
(1) 方針	57
(2) 年間計画	57
6 必要な財源の確保	57
第九 その他	58
1 傷病鳥獣救護の基本的な対応	58
(1) 方針	58
(2) 傷病鳥獣保護の実施	58
2 油等による汚染に伴う水鳥の救護	59
(1) 連絡体制の整備	59
(2) 事故発生時の対応	59
3 鳥類の鉛中毒の発生防止	59
4 感染症への対応	59

(1) 高病原性鳥インフルエンザ	59
(2) 豚熱（CSF）, アフリカ豚熱（ASF）	60
(3) その他感染症（SFTS 等）	60
(4) 家畜等における感染症発生時の対応	61
5 大型獣類の市街地出没への対応	61
6 普及啓発	61
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	61
(2) 普及啓発施設について	62
(3) 愛鳥モデル校の指定	63
(4) 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの実施	63
(5) 安易な餌付けの防止	64
(6) 猟犬の適切な管理	64
(7) 法令の普及の徹底	64
7 小笠原諸島における鳥獣保護等について	65
(1) 概要	65
(2) 鳥獣保護区等について	66
(3) 鳥獣の人工繁殖について	66
(4) 外来鳥獣等の対策について	67
(5) 普及啓発	68

はじめに

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本とし、野生鳥獣を適切に保護及び管理することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（令和 3 年環境省告示第 69 号）に基づき、東京都（以下「都」という。）の地域事情を勘案して、「第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画」を定める。

第一 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とする。これまで、河川敷、比較的規模の大きな緑地等、鳥獣の保護繁殖に有益な区域を中心に鳥獣保護区 39 か所を指定し、その面積は都の全面積に対し約 22%となっている。

今後、鳥獣の生息環境だけでなく、昆虫類、両生類、は虫類、植物等の多様な生物の生息及び生育の場としての視点も加え、生物多様性の保全に資するような保護区の指定に努めていく。

また、本計画期間中において指定期間が満了する既指定保護区については、地域の自然的社会的状況を踏まえ、期間や区域の変更等も含めた検討を行った上で、原則として更新を行う。

鳥獣保護区及び特別保護地区においては、指定期間が長期にわたるため、指定期間中に自然的社会的状況が変化し指定時当初の要件から外れてしまうことが考えられる。このため、指定の更新期だけでなく、指定期間半ばにおいても現況調査等を行い、必要に応じて管理計画や区域の見直し、解除等を検討していく。

なお、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、関係地方公共団体、鳥獣の専門家、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間活動と鳥獣との共存を図るよう十分留意する。特に、区域周辺で鳥獣による農林水産業等の被害を受

けた場合には、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の実施等、関係者の理解が得られるよう適切な対応に努める。

行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあっては、隣接する自治体間で相互に連絡調整を図るよう努める。

また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜^{りょう}線、道路、鉄道その他現地で容易に確認できる区域線により区分けするよう努める。

なお、島しょに位置する鳥獣保護区では、指定の目的を勘案し、周辺海域を含めた必要な範囲の指定に努める。

1) 指定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は 20 年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況に合わせて、適切な期間を設定する。なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、適宜存続期間の見直しを行う。

2) 区域の指定及び見直し

区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づいて、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全に資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

3) 特別保護地区の指定

鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要な地域について、必要に応じて特別保護地区の指定に努める。

4) 他の制度等との連携

「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域で鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも関連づけられるように努める。なお、「葛西海浜公園」の三枚洲^す部分は、スズガモやカンムリカイツブリのアジア地域個体群の 1 % 以上が飛来し、越冬していることから、国際的にも重要な生息地となっているため、ラムサール条約湿地に登録されている。また、鳥獣の生息域を増やすため、森林整備等の取組との連携にも努める。

5) 鳥獣保護区の指定による環境教育等への貢献

地域の実情に応じ、人と自然との触れ合いの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

6) 市街地の周辺における鳥獣保護区の指定

都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合には、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生

息状況の改善が見込まれる場所があれば、当該場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の保全にも資する。

森林面積のおおむね 10,000ha に 1 か所の割合で、次のアからウまでのいずれかの要件を満たす地域の中からできる限りまとまりをもった団地状（1 か所当たり面積は 300ha 以上）として、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく当該保護区を設ける。また、必要に応じて、保護対象となる鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切かを考慮した上で、新規指定、存続期間の更新等を検討する。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 天然林分布地域、森林地形が変化に富む地域、溪流又は沼沢を含む地域及び餌となる動植物が豊富な地域といった鳥獣の生息に適している地域

なお、都内における指定基準数は 8 か所で、本計画開始時点での指定数は充足している。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の保全にも資する。

次のアからウまでの要件に該当し、1 か所当たりの面積は 10,000ha 以上とする。

ア 猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等及び海棲哺乳類（鳥獣保護管理法第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌又は休息の場、ねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含める。

ア 現在、都内において、渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ かつて、渡来する鳥類の種数又は個体数の多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域

4) 集団繁殖地の保護区

1 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、
2 樹林、草原、砂地、洞窟等について、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、水
3 面等も含めて集団繁殖地の保護区を指定する。

4 5) 希少鳥獣生息地の保護区

5 鳥獣保護管理法第2条第4項に規定する希少鳥獣等であつて、環境省のレッドリス
6 トにおいて絶滅危惧Ⅰ類若しくはⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個
7 体群として掲載されている鳥獣及び都内において同様な状況になっている鳥獣の保護
8 を図るため、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

9 6) 生息地回廊の保護区

10 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等で
11 あつて鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣の移動経路としての機能が回復する
12 見込みのある地域のうち必要な地域について生息地回廊の保護区を指定する。指定に
13 当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範
14 囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を、既存の鳥獣保護区のみならず自然公園
15 法、文化財保護法等他の制度によってまとまった面積が保護されている地域を相互に
16 結び付ける等により、効果的な配置に努める。

17 7) 身近な鳥獣生息地の保護区

18 第8次鳥獣保護事業計画の誘致地区及び愛護地区を引き継ぎ、市街地及びその近郊
19 において鳥獣の良好な生息地を確保し又は創出し、豊かな生活環境の形成に資するた
20 め必要と認められる地域又は自然との触れ合いや鳥獣の観察や保護活動を通じた環境
21 教育の場を確保するため、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

1 (2) 指定計画等

2

(第1表)

区分		鳥獣保護 区指定の 目標	既指定 鳥獣保 護区・ (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する 鳥獣保護区					
					令和 4 年度	5	6	7	8	計 (B)	令和 4 年度	5	6	7	8	計 (C)
森林鳥 獣生息 地	箇所		8	箇所												
	面積 (ha)	2,400	11,723	変動面積 (ha)												
大規模 生息地	箇所		0	箇所												
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												
集団渡 来地	箇所		1	箇所												
	面積 (ha)		11,455	変動面積 (ha)												
集団繁 殖地	箇所		1	箇所												
	面積 (ha)		10,800	変動面積 (ha)												
希少鳥 獣生息 地	箇所		3	箇所												
	面積 (ha)		2,354	変動面積 (ha)												
生息地 回廊	箇所		0	箇所												
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												
身近な 鳥獣生 息地	箇所		26	箇所												
	面積 (ha)		12,303	変動面積 (ha)												
計	箇所		39	箇所												
	面積 (ha)		48,635	変動面積 (ha)												

3

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減※	計画終了時の鳥獣保護区※※
令和4年度	5	6	7	8	計(D)	令和4年度	5	6	7	8	計(E)		
													8 か所
													11,723 ha
													0
													0
													1 か所
													11,455ha
													1 か所
													10,800 ha
													3 か所
													2,354 ha
													0
													0
													26 か所
													12,303 ha
													39 か所
													48,635 ha

※箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

※※箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

1) 森林鳥獣生息地の保護区

計画なし

2) 大規模生息地の保護区

計画なし

3) 集団渡来地の保護区

計画なし

4) 集団繁殖地の保護区

計画なし

5) 希少鳥獣生息地の保護区

計画なし

6) 生息地回廊の保護区

計画なし

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名称	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)	
令和4	森林鳥獣生息地	高尾	期間更新	4,414	0	4,414	令和4.11.1～令和24.10.31
6	〃	奥多摩	〃	2,576	0	2,576	令和6.11.1～令和26.10.31
	身近な鳥獣生息地	秋川丘陵	〃	2,235	0	2,235	令和6.11.1～令和26.10.31
	〃	井の頭恩賜公園	〃	47	0	47	令和6.11.1～令和26.10.31
7	森林鳥獣生息地	奥多摩湖	〃	691	0	691	令和7.11.1～令和27.10.31
	身近な鳥獣生息地	大島泉津	〃	470	0	470	令和7.11.1～令和27.10.31
	〃	上野恩賜公園	〃	55	0	55	令和7.11.1～令和27.10.31
8	〃	村山山口	〃	460	0	460	令和8.11.1～令和28.10.31
	森林鳥獣生息地	多摩川	〃	4,607	0	4,607	令和8.11.1～令和28.10.31
	集団渡来地	東京港	〃	11,455	0	11,455	令和8.11.1～令和28.10.31
合計		10 か所		27,010	0	27,010	

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区内においては、特別保護地区の指定を積極的に進める。特に良好な生息環境の確保が求められている集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、都の実情を勘案して指定に努める。

なお、指定に当たっては、その区域内での行為（軽微な工作物の設置等は除く。）について許可を要することとなるため、土地所有者の協力が得られるよう努める。さらに、

指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、その位置はできる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定し、指定箇所数の2分の1以上の保護区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

本計画開始時点で5か所2,192haを指定し、基準を満たしている。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖、採餌等に必要な区域が認められる場合は、広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域内について指定する。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立ち入り、車両の乗入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について積極的に指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域については、国指定の小笠原群島鳥獣保護区内において、都内で唯一の指定が行われている。

1 (2) 指定計画

2

(第3表)

区分		特別保護 地区指定 の目標	既指定 特別保護 地区 (A)		本計画期間に指定する 特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する 特別保護地区					
					令和 4 年度	5	6	7	8	計 (B)	令和 4 年度	5	6	7	8	計 (C)
森林鳥獣 生息地	箇所	4	5	箇所	1		1	1		3						
	面積 (ha)	1,213	2,192	変動面積 (ha)	504		1,173	110		1,787						
大規模 生息地	箇所		0	箇所												
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												
集団 渡来地	箇所		0	箇所												
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												
集団 繁殖地	箇所		0	箇所												
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												
希少鳥獣 生息地	箇所		2	箇所												
	面積 (ha)		559	変動面積 (ha)												
生息地 回廊	箇所		0	箇所												
	面積 (ha)		0	変動面積 (ha)												
身近な鳥 獣生息地	箇所		1	箇所					1	1						
	面積 (ha)		136	変動面積 (ha)					136	136						
計	箇所		8	箇所	1		1	1	1	4						
	面積 (ha)		2,887	変動面積 (ha)	504		1,173	110	136	1,923						

3

本計画期間に区域縮小する 特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区						計画期 間中の 増△減 ※	計画終了 時の特別 保護地区 ※※
令和 4 年度	5	6	7	8	計 (D)	令和 4 年度	5	6	7	8	計 (E)		
													5 か所
													2,192 ha
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													2 か所
													559 ha
													0
													0
													1 か所
													136 ha
													8 か所
													2,887 ha

※箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E

※※箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E

(3) 指定内訳

(第4表)

年度	指定区分	鳥獣保護 区名称	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間
				異動前 の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後 の面積 (ha)	
令和 4	森林鳥獣生 息地	高尾	期間 更新	504	0	504	令和4.11.1～ 令和24.10.31
6	森林鳥獣生 息地	奥多摩	〃	1,173	0	1,173	令和6.11.1～ 令和26.10.31
7	森林鳥獣生 息地	奥多摩湖	〃	110	0	110	令和7.11.1～ 令和27.10.31
8	身近な鳥獣 生息地	村山山口	〃	136	0	136	令和8.11.1～ 令和28.10.31
合計		4 か所		1,923	0	1,923	

3 休猟区の指定

本計画期間中においては休猟区の指定は行わない。なお、計画期間中に休猟区指定の必要があると判断された場合は、必要に応じて指定に努める。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するために必要な整備等を実施する。

管理施設については、鳥獣保護区及び特別保護地区の区域が明らかになるよう制札及び案内板を設置する。設置箇所、老朽化等の状況を確認し、周辺の景観等に十分配慮した適切な寸法により既存の古い制札及び案内板を計画的に設置・更新していく。

(2) 整備計画

(第5表)

区分	年度					計	備考
	令和4	5	6	7	8		
制 札	50 本	50 本	50 本	50 本	50 本	250 本	※
案内板	5 基	5 基	5 基	5 基	5 基	25 基	※

※数については、現状確認等の結果により増減することがある。

1 第三 鳥獣の人工増殖に関する事項

2 1 鳥獣の人工増殖

3 (1) 方針

4 ① 都では、小笠原諸島にしか生息していないアカガシラカラスバト及びオガサワラカワ
5 ラヒワの保護増殖事業を実施している。本事業は、「絶滅のおそれのある野生動植物の
6 保存に関する法律」（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、
7 国により策定された事業計画のもと進められている。今後も動物園等での飼育繁殖を継
8 続し、関係機関と連携するとともに合意形成を図りながら生息域外保全に努める。

9 ② 都では、国により種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されているツシマヤマ
10 ネコ（平成7年7月）、トキ（平成16年1月）及びライチョウ（平成24年10月）につ
11 いては、引き続き当該の計画に協力して動物園での飼育繁殖を実施する。また、コウノ
12 トリについては、野生復帰計画を推進している兵庫県等に協力しつつ、動物園での飼育
13 繁殖を継続する。

1 (2) 人工増殖計画

2

(第6表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
昭和 47 ～	コウノトリ	安定した飼育個体群の確立、維持を図るため、動物園で飼育繁殖を継続実施	(該当なし)		希少鳥獣 国内希少野生動植物種 特別天然記念物 (文化庁、兵庫県等)
平成 12 ～	アカガシラ カラスバト	アカガシラカラスバト保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (環境省、都等)
平成 17 ～	ツシマヤマ ネコ	ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (環境省等)
平成 19 ～	トキ	トキ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 特別天然記念物 (環境省、新潟県等)
平成 26 ～	ライチョウ	ライチョウ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (環境省等)
令和 3 ～	オガサワラ カワラヒワ	オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画に基づき、小笠原諸島内の飼養施設で飼育下繁殖を実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 (環境省、都等)

3

4 2 放鳥獣等

5 計画なし

1 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

3 (1) 希少鳥獣等

4 ① 対象種

5 環境省のレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣、鳥獣
6 保護管理法第2条第4項に基づき環境省令で定められた希少鳥獣又は都の最新のレッド
7 リスト「東京都の保護上重要な野生生物種」において、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類に該当する
8 鳥獣を対象とする。

9 ② 保護及び管理の考え方

10 希少鳥獣の適切な保護管理のため、調査等により生息状況や生息環境の把握に努める
11 もとする。特に、都内に生息している絶滅のおそれのある鳥獣で、知事が特に保護す
12 る必要があると認める種については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」
13 に基づき、東京都希少野生動植物種の指定、捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じ
14 て保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

15 なお、アカガシラカラスバト、アホウドリ、オガサワラカワラヒワ、及びオガサワラ
16 オオコウモリについては、種の保存法に基づき、保護増殖事業計画（アカガシラカラス
17 バト：文部科学省、農林水産省、環境省、アホウドリ：文部科学省、農林水産省、環境
18 省、オガサワラカワラヒワ：農林水産省、国土交通省、環境省、オガサワラオオコウモ
19 リ：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）が策定されており、これにより事
20 業が実施されている。

22 (2) 狩猟鳥獣

23 ① 対象種

24 鳥獣保護管理法第2条第7項に基づき環境省令で定められているものである。

25 ② 保護及び管理の考え方

26 狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、自然環境保全基礎調査等により生息状況等の
27 把握に努める。また、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環
28 境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。管理の目的で捕獲等の対象
29 となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施によ
30 り、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

31 ③ 狩猟禁止鳥獣

32 ツキノワグマについては、一部の地域で樹木の剥皮害や農水産物の食害のほか、人身
33 被害も生じているが、地域に生息する個体数が安定的に維持されるよう厳重な保護管理
34 が必要である。このため、鳥獣保護管理法第12条2項で規定される特に保護を図る必要

1 がある対象狩猟鳥獣と認め、引き続き令和4年4月1日から令和9年3月31日まで狩猟
2 禁止とする。

3 本計画期間中は定期的に生息状況等を調査し、動向について注意深く監視していくと
4 ともに、関係市町村等との連絡体制の整備、目撃等の情報収集、堅果類の豊凶情報の収
5 集、侵入防止対策の整備、学習放獣及び錯誤捕獲（意図しない捕獲）個体の放獣、ツキ
6 ノワグマを誘引する生ごみや未収穫作物の適切な管理を促す普及啓発等について、関係
7 市町村と協議していく。

8 なお、人身被害を防止する観点から、市町村による有害鳥獣捕獲については必要な行
9 為であり、捕獲許可申請においては通常どおり審査し、実績等を踏まえた最小限の捕獲
10 数について許可を行う。

12 (3) 外来鳥獣等

13 ① 対象種

14 本来、我が国に自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする
15 （例：ガビチョウ類、ソウシチョウ、アライグマ、キョン、クリハラリス、タイワンザ
16 ル、ハクビシン等）。

17 なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内
18 の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又
19 はそのおそれがある鳥獣（例：三宅島のニホンイタチ、新島のニホンジカ、小笠原のノ
20 ヤギ等）については、外来鳥獣と同様の取扱いとする。（以下、国外由来・国内由来の
21 外来鳥獣を示す場合は「外来鳥獣等」という。）

22 ② 管理の考え方

23 外来鳥獣の適切な管理のため、国が策定した「外来種被害防止行動計画」を参考に、
24 調査等を実施し、生息状況、農林水産業への被害、生態系等への影響について把握に努
25 める。農林水産業、生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、狩猟及び有害
26 鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図る。

27 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78
28 号。以下「外来生物法」という。）による指定を受けた外来鳥獣（以下「特定外来生物」
29 という。）については、外来生物法に基づき、生態系からの完全排除、封じ込め等の防
30 除を実施するよう指導する。また、排除や防除にあたっては、在来種の錯誤捕獲にも留
31 意するよう指導する。

32 特に、近年、生息域が都内に広く拡大していると考えられるアライグマ及びハクビシ
33 ンの防除については、農業被害や生活環境被害等が大きくなっているため、「東京都ア
34 ライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、都と区市町村が連携し、地域住民の理
35 解と協力を得ながら取組を進める。

1 (4) 指定管理鳥獣

2 ① 対象種

3 鳥獣保護管理法第2条第5項に規定する指定管理鳥獣とする。

4 ② 管理の考え方

5 地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲を計画的かつ積極的に推進する。

6 指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息域の分布等に関する調査や個体数推定等を実
7 施して、都内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等
8 からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害
9 状況の把握に努めるものとする。

10 また、必要と認められるときは、区市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の
11 防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特
12 措法」という。）に基づく鳥獣被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲
13 等との調整を図る等、関係主体が広域的及び地域的に連携を図る。

15 (5) 一般鳥獣

16 ① 対象種

17 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

18 ② 保護及び管理の考え方

19 一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況の把握
20 に努める。また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農
21 林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟
22 鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

24 2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定

25 2-1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

26 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下「捕獲許可」という。）に当たっては、
27 鳥獣保護管理法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければなら
28 ないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

30 (1) 許可しない場合の基本的考え方

31 次の場合にあっては、捕獲許可をしないものとする。

- 32 ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断さ
33 れる場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤ 愛玩のための飼養が目的である場合

なお、法においては、個人又は法人（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たって付する条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量及び見回り、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマ以外の獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること（ツキノワグマが生息しない島しょは除く。）。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12cm 以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4mm 以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯^{きよ}がなく、開いた状態における内径の最大長は 12cm を超えないものであって、衝撃緩衝器具を装着したものであること。また、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。

3) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

② 標識の装着に関する基準

わなには、鳥獣保護管理法第 9 条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

平成 29 年 9 月に種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類^{きん}の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

(6) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採

取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等により求める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進めるよう努め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図る。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者に当たっては、次の基準に適合する必要がある。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。

2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、捕獲する鳥獣が外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的で標識(タグや足環など)の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) テレメトリー用装置や標識の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。なお、テレメトリー用装置を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであることとし、一般の無線通信に障害を与えないように電波法を遵守すること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報の公開に努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

② 鳥類の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者にあつては鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けているものにあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わな又は手捕りとする。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講ずることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理推進員その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止する場合等について、目標との整合に配慮する。

③ 期間

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するために必要かつ適切な期間であること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえた期間であること。

④ 区域

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するために必要かつ適切な区域であること。

⑤ 方法

第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ、可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

1 **(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的**

2 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、
3 この限りでない。

4 ① 許可対象者

5 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は
6 地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理推進員その他特に必要があると
7 認められる者

8 ② 鳥獣の種類・数

9 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

10 ③ 期間

11 1 年以内

12 ④ 区域

13 申請者の職務上必要な区域

14 ⑤ 方法

15 禁止猟法は認めない。
16

17 **(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的**

18 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、
19 この限りでない。

20 ① 許可対象者

21 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員含む。）、国又は地方
22 公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理推進員その他特に必要と認められる
23 者

24 ② 鳥獣の種類・数

25 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）

26 ③ 期間

27 1 年以内

28 ④ 区域

29 必要と認められる区域

30 ⑤ 方法

31 禁止猟法は認めない。
32

33 **3－3 鳥獣の管理を目的とする場合**

34 **(1) 第二種特定管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的**

35 ① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合にあっては第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合にあっては網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次の1)から4)までの要件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるものとする。

1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所有者が含まれること。

2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。

③ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応する。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類、ネズミ、リス等の小型獣類及びアライグマ、ハクビシン、キョン、タイワンザル等の中型獣類を除きその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導する。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

捕獲は、現に被害が生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。また、原則として被害防除対策を講じても被害等の防止又は軽減ができないと認められる時に行うものとする。ただし、ニホンジカ及びイノシシといった指定管理鳥獣、ハシボソガラスやハシブトガラス、外来鳥獣等については、捕獲を推進

1 するため、被害や被害のおそれがなく、被害防除対策を講じていない場合でも有害鳥獣
2 捕獲を可能とする。

3 捕獲に当たっては、各関係機関と連絡調整するとともに、協力体制の強化を図り、連
4 携して捕獲の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるように努めるものとす
5 る。また、農林水産業の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、鳥獣の
6 生息状況及び被害の実態を把握し、狩猟の活用を含む適切かつ効果的な防除方法の確立
7 に努めるものとする。加えて、生活環境の悪化等の被害に対しては、鳥獣の生態や習性
8 に関する知識及び生ゴミ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても指導、普及を図
9 るよう努めるものとする。

10 ② 予察捕獲

11 農作物や生活への被害等のおそれがある場合の予察に基づく被害を防止する目的での
12 捕獲は、具体的被害が発生する以前であっても、農作物の作付け、過去の被害発生時と
13 類似の条件、対象鳥獣の出現状況等を考慮して、予防策を講じても被害の発生が予測さ
14 れる場合に、被害を受けることが予測される者又は当該者から依頼された者から申請が
15 あった場合に適用するものとし、次の予察表の加害鳥獣、被害発生時期、被害発生地域
16 において、過去の捕獲実績等を勘案して許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣、
17 外来鳥獣等についてはこの限りでない。

加害 鳥獣名	主な被害等	被害発生時期	被害発生 地域 ※1	捕獲対象等
ウミネ	生活環境	3月～8月	23区内	個体（雛のみ）、卵 ※2
ハシボコガラス ハシブトガラス	サツマイモ等いも類・ラッカセイ等豆類・ スイートコーン、スイカ、トマト、アスパラ等野 菜類・ミカン等果樹類	通年	23区内 多摩全域 島しょ	個体、卵
	生活環境	通年	23区内 多摩全域 島しょ	個体、卵
カリ	アユ、ニジマス、ヤマメ、ウグイ、オイカワ等 魚類	通年	23区内 多摩全域	個体、卵
スズメ	水稻・小麦・スイートコーン等野菜類・ ブルーベリー	5月～10月	23区内 北多摩地域 西多摩地域	個体、卵
トビ	生活環境	通年	23区内 多摩全域	個体、卵
ヒヨドリ	キャベツ、コマツナ、ブロッコリー等野菜類・ キウイフルーツ等果樹類	通年	23区内 多摩全域 大島町	個体、卵
ムクドリ	キャベツ、ホウレンソウ等野菜類・ブルーベ リー等果樹類	通年	23区内 北多摩地域	個体、卵
	生活環境	通年	23区内、多摩 全域	個体、卵
全ての種類 ※3	航空航行障害	通年	空港周辺地 域	個体、卵

加害 鳥獣名	主な被害等	被害発生時期	被害発生 地域 ※ 1	捕獲対象等
イノシシ	サツマイモ等いも類・スイートコーン、カボチャ等野菜類・クリ等果樹類、タケノコ、ワサビ	通年	西多摩地域 南多摩地域	個体
ニホンザル	ジャガイモ等いも類・ラッカセイ等豆類・スイートコーン、カボチャ等野菜類・クリ、カキ等果樹類、タケノコ、ワサビ、シイタケ	通年	西多摩地域 南多摩地域	個体
ニホンジカ	スギ、ヒノキ、植栽苗木、育成樹木、ワサビ	通年	西多摩地域 南多摩地域	個体
	サツマイモ、アシタバ	通年	新島村	個体
タヌキ	ジャガイモ等いも類・ラッカセイ、スイートコーン、トマト等野菜類・ナシ、ブドウ等果樹類	通年	23 区内 多摩全域	個体

※ 1 各多摩地域には、次の市町村を含む。

- 2 北多摩地域：立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国立
3 市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、国分寺市及び狛江市
4 西多摩地域：青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町
5 南多摩地域：八王子市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市

※ 2 ウミネコは東京都レッドリスト（本土部）2020 年度版において、区部・本土部の「留意種」に評価され
7 ていることから、本来の営巣環境ではない人工構造物上での繁殖により生活環境被害が発生した場合を対
8 象とし、必要最低数の捕獲に限る。

※ 3 ただし、鳥獣保護管理法第 2 条第 4 項に規定する「希少鳥獣」を除く種類に限定する。

③ 鳥獣の適正管理

1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系への影響から適正な管理を実施する必要性の高い鳥獣については、農林水産部局等の関係部署と連携の上、効果的な適正管理を図るよう努める。なお、本計画では、多摩地域で被害を発生させているニホンジカ、ニホンザル、イノシシ等、島しょ地域で被害を発生させているキョン、タイワンザル、ニホンジカ、ノヤギ等、都心部を中心に生活環境被害が顕著なアライグマ、ハクビシン、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ムクドリ等、広域にわたって水産業への被害を及ぼしているカワウについて、各鳥獣の保護及び管理の考え方にに基づき、適正な管理を推進していく。また、ウミネコについて、近年、23 区内の沿岸部における住宅地等で営巣し、糞や鳴き声による生活環境被害を及ぼしているため、適正に対応していく。

1 2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

2 (第8表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ (多摩地域)	平成 17～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整捕獲（市町村、地元猟友会等） 生息状況調査	「第6期東京都第二種シカ管理計画」に基づく事業
ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ等 (区部・多摩地域)	平成 13～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止電気柵等） 地元猟友会等による追い払い 有害鳥獣捕獲 生息状況調査	「第5次東京都農林業獣害対策基本計画」「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づく事業
キョン タイワンザル クリハラリス ニホンジカ ノヤギ (島しょ地域)	平成 18～	農林業被害調査 有害鳥獣捕獲 生息状況調査	「第5次東京都農林業獣害対策基本計画」、「東京都キョン防除実施計画」に基づく事業
ハシボソガラス ハシブトガラス	平成 13～	ごみ対策の推進（防鳥ネット、個別収集等） トラップ捕獲及び巣の撤去 生息状況調査	
カワウ	平成 20～	広域的な一斉追い払い、生息状況調査 有害捕獲 個体数管理	「関東カワウ広域協議会」の管理指針

3

④ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

1) 許可基準

ア 許可対象者

許可対象者は、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（区市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者、国又は地方公共団体職員を含む）とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、銃器以外の方法による捕獲許可申請において、次に示すいずれかの場合、及びネズミ・モグラ類（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。）を捕獲する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

(ア) 被害を防止する目的で、次に掲げる場合

a 手捕り又はつき網やたも網等の手持ちの網を用いて、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、クリハラリスを捕獲する場合

b 捕獲器（構造及び設置場所から捕獲対象種以外の鳥獣を捕獲するおそれが少なく、かつ、人又は捕獲対象種以外の鳥獣が捕獲器に入ることにより、傷害を負わせたり致死させない構造のものに限る。）により、ハシボソガラス、ハシブトガラスやドバトを捕獲する場合。また、市販のネズミ捕獲器を改造することなくクリハラリスを捕獲する場合

(イ) 住宅等の建物及び塀や垣等に囲われ不特定の人物が立ち入るおそれの少ないその住宅等の敷地内における被害を防止する目的で、小型のはこわな若しくはつき網やたも網等の手持ちの網を用いて又は手捕りにより、その建物又は敷地内においてアライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合

(ロ) 農林業被害を防止する目的で、次に掲げる場合

a 囲いわなを用いて、農林業者が自らの事業地内においてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

b 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、当該農林業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）においてアライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲（意図しない鳥獣種の捕獲）等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(ハ) 次の要件を満たす場合

a 林野庁長官通達（昭和38年12月4日付け38林野造第2047号）に基づき、国有林の職員であって3年以内に所要の研修を受けた者が、国有林内において有害鳥獣を捕獲する場合

- 1 b 人身被害を防止する等の緊急時の対応をする目的で、国又は地方公共団体が、
2 イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型及び中型の獣類を捕獲する場合
3 c 動物園職員が展示動物の安全等の確保のため、園内ではこわなを使って中型哺乳類等を捕獲する場合
4
5 (オ) 法人に対する許可で、銃器の使用以外の方法による場合であって、次の要件を
6 全て満たす場合。
7 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
8 b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等
9 が確保されていると認められること。
10 c 当該免許を受けていない者は、原則として当該免許を受けている者の監督下で
11 捕獲を行うこと。
12 d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

13 イ 鳥獣の種類・数

14 鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせている種又はそのおそれのある種とする。

15 なお、鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている個
16 体を捕獲等することが困難であり、または卵のある巣を除去する必要がある等、卵
17 の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

18 捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止又は軽減の目的を達成するために必要な
19 数（羽、頭、個）とする。

20 ウ 期間

21 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期又は被害等を予防で
22 きると認められる時期のうち、最も安全かつ効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時
23 期であって6か月を超えない範囲で必要最小限の期間とする。ただし、次に示す場
24 合にあつては、1年を超えない範囲で必要最小限の期間とする。

25 (ア) 飛行場の区域内において飛行機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣
26 を捕獲する場合

27 (イ) 国又は地方公共団体に対する許可である場合

28 (ウ) 国又は地方公共団体との確定した契約等に基づき、その範囲内で鳥獣を捕獲す
29 る場合

30 (エ) 捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等に限られている場合

31 (オ) その他特別な事由が認められる場合

32 なお、期間が6か月を超える場合にあつては、原則として6か月ごとの捕獲状況
33 等について、報告書の提出を義務付ける。また、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障
34 がある期間は避けるよう考慮する。

35 エ 区域

36 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切
37 な区域とする。

捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いを行う。

オ 方法

原則として、鳥獣保護管理法第 36 条及び規則第 45 条に規定される危険猟法は用いることはできないものとする。ただし、鳥獣保護管理法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについてはこの限りでない。また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類、ネズミ、リス等の小型獣類及びアライグマ、ハクビシン、キョン、タイワンザル等の中型獣類を除きその使用を認めない。ただし、取り逃す危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導する。特に捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な知見から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可にあっては、非鉛製銃弾を使用するか、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

カ その他

(ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣について、管理を目的とした捕獲は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的、緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

(イ) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。

(ロ) 被害が稀である又は従来^{まれ}の許可実績が僅少な種の取扱い

全国的な観点から、被害等が生じることがまれであるか、又は従来^{まれ}の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に考慮して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

(エ) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。合わせて、周囲の者が捕獲行為を行っていないと誤認することで生じる事故が起こらないよう、必要に応じて、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者へ事前周知するよう指導する。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ニホンジカ、イノシシのような大型獣類等による農林水産業の被害等がある地方公共団体については、必要に応じて、その地域ごとに、あらかじめ有害鳥獣捕獲を目的として捕獲隊を編成するよう指導する。捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導する。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るよう指導する。なお、当該区市町村内では、捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言する。

なお、本計画開始時点では、八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町等において捕獲隊が整備されている。

必要に応じて、被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都、区市町村、農林水産業団体、有識者、地域住民、狩猟者団体等の関係者による連絡協議会等を設置する。

被害等が慢性的に発生している地域にあっては、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、複数地域で一斉に捕獲を実施する等、被害、防除技術等の情報の共有化をし、効果的な被害防止を図るよう関係区市町村に助言する。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、事前に地域住民に対して捕獲内容等を周知徹底させるとともに、錯誤捕獲の防止及び危害発生の防止を図るよう助言する。

３－４ その他特別な事由の場合

それぞれの目的ごとの許可の基準については、原則として次表により、その他公益に資すると認められる場合については、捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

なお、環境教育への利用の目的、環境影響評価等のための調査を目的として捕獲等又は採取等する場合及び被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等をする場合の許可の基準については、「第四 ３－１ 学術研究を目的とする場合」に準じて取り扱う。

捕獲の目的	許可基準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)	6 か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。	禁止猟法は認めない。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とすること。放鳥を目的とする場合は、放鳥予定地の個体とする。	6 か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。なお、他道府県居住者の申請については、都内で捕獲する特段の必要性に関する理由書を要する。その他特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕り

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
鵜飼漁業への利用の目的	水産関係部局（都では産業労働局農林水産部水産課）において登録を受けた鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽、個）	6 か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	わな又は手捕り
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきていたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲等又は採取等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。	30 日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。

1

2 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3 4－1 捕獲許可した者への指導

4 (1) 捕獲物又は採取物の処理等

5 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないように埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。

11 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処分を行うよう指導を徹底する。

被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に致死させ、原則として焼却または埋設処分し、放鳥獣しないよう指導する。

捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう指導するものとし、特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する（ただし、人身被害のおそれがある緊急の場合を除く。）。このできる限り苦痛を与えない方法とは、例示すれば次の方法がある。

- ① 袋や箱等に入れた後、高濃度の二酸化炭素の注入
- ② 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者による銃器の使用
- ③ 獣医師又は麻薬研究者による麻酔薬の投与
- ④ 電気止めさし器の使用（頭部（脳）への通電あるいは一次麻酔等により意識を消失させた後の使用が望ましい。）
- ⑤ その他、①から④までと同等と認められる方法

また、指定管理鳥獣、外来鳥獣等は、積極的な捕獲を推進することから、食用等の利用を推進するよう努める。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者等が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、必要に応じて実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、必要に応じて関係地域住民等の周知を図らせる。

1 (4) 捕獲実施に当たっての留意事項

2 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、許可証又は従事者証を携帯し、必要に応じて腕
3 章等を着用するよう指導する。また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う。

4 わな猟による捕獲に当たっては、錯誤捕獲発生の可能性等も考慮し、ICT 等の活用も含
5 め適切な頻度で見回りを実施するよう指導する。
6

7 (5) 錯誤捕獲の防止

8 事業者は、わなの適正な使用を徹底することに加え、特にツキノワグマやカモシカなど
9 希少鳥獣等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、
10 希少鳥獣等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、
11 設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲の防止に努める。また、錯誤捕獲した場合に迅
12 速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努め
13 る。

14 都は、これらの対応を適切に実施するよう指導するとともに、錯誤捕獲の実態について
15 報告するよう要請する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うよう
16 指導する。
17

18 4－2 許可権限の区市町村長への委譲

19 本計画期間中は、許可権限の区市町村への委譲については行わないが、必要に応じて、区
20 市町村との意見交換等を行う。
21

22 4－3 鳥類の飼養登録

23 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられるため、次のことに留意しつつ、個体管理のた
24 めの足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- 25 ・登録票の更新は、飼養個体と装着登録証（足環）を照合し、確認した上で行う。
- 26 ・長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特
27 徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した
28 上で更新を行う。
- 29 ・装着登録証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等に
30 より確実に同一個体と認められる場合にのみ行う。
- 31 ・愛玩のための飼養を目的とした他道府県における捕獲許可により捕獲された個体を譲
32 り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより 1 人が多数の
33 飼養をする等不正な飼養が行われないようにする。

34 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養
35 が行われないよう適正な管理に努める。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

① 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

4-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか鳥獣保護管理法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、鳥獣保護管理法第36条で使用を禁止されている麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣又は関東地方環境事務所長の許可を得るものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域 及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

(1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項の都市計画施設である公共空地等、市街地、住宅が集合している場所及び多数の者の集合する場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

鳥獣保護管理法第 9 条第 3 項第 4 号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

新規計画なし

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和4	神津島村	神津島	1,858	令和4.11.1 ～ 令和14.10.31	再指定
	計	1か所	1,858		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和7	利島	利島（銃器）	419	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島三根大賀郷 （銃器）	824	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島檜立（銃器）	14	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島中之郷（銃器）	33	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	八丈町	八丈島末吉（銃器）	20	令和7.11.1 ～ 令和17.10.31	再指定
	計	5か所	1,310		

2 特定猟具使用制限区域

本計画期間中においては、指定は行わない。なお、自然的社会的状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて指定を検討する。

3 猟区の設定

本計画期間中においては、猟区の設定は行わない。なお、猟区を設定する場合にあっては、その必要性や公益性、安全性等を十分に検討し設定する。

1 **4 指定猟法禁止区域**

2 本計画期間中においては、指定は行わない。地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護
3 のために必要が生じたときには、科学的・客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び
4 土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定を進める。
5

1 第六 特定計画の作成に関する事項

2 1 計画作成の目的

特定計画（以下第六において、単に「計画」という。）は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

なお、広域指針が作成されている地域個体群や国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該指針またはガイドラインを参考に作成する。

2 2 対象鳥獣の単位

計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。

11 (1) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

なお、本計画期間においては、第一種特定鳥獣保護計画は作成しない。

20 (2) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱^{かく}を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

28 3 計画期間

計画期間は、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、鳥獣保護管理事業計画の計画期間をまたいで特定計画の計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて必要な改定を行う。

なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討する。

4 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界又は顕著な地物を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が、都県の行政界を越えて分布する場合は、関係都県間で整合のとれた対象地域を定めることできるように、協議・調整を行う。

5 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合には、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

6 保護事業又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を組み合わせるよう努める。

(1) 個体群管理

① 共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を明示する。

② 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生

息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。)を行うものとする。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者で共有し、設定した目標の達成を妨げない範囲で調整する。

地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等を抑制的に実施する。

③ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理(生息数、生息密度、分布域、齢構成等様々な側面を含む。)を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する。

(2) 生息環境管理

① 共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していくよう努める。

② 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画において、生息環境管理の推進としては、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元の実施によることとする。また、特に重要な生息地においては森林の育成等を実施するよう努める。

③ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施するよう努める。

(3) 被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となった被害防除対策を実施する。防護柵、防鳥網等による予防、威嚇音や煙火、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施するよう努める。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都は、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画における指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、目標、実施方法、実施結果の把握並びに評価、事業の実施者等を可能な範囲で定めるものとする。

8 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次を標準とし、地域の実情に応じて調整する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載事項

- ① 第一種特定鳥獣保護計画策定の目的及び背景
- ② 保護すべき鳥獣の種類
- ③ 第一種特定鳥獣保護計画の期間
- ④ 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域
- ⑤ 第一種特定鳥獣の保護の目標
- ⑥ 第一種特定鳥獣の捕獲等の調整に関する事項
- ⑦ 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ⑧ その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項
被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載事項

- ① 第二種特定鳥獣管理計画策定の目的及び背景
- ② 管理すべき鳥獣の種類
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画の期間
- ④ 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- ⑤ 第二種特定鳥獣の管理の目標
- ⑥ 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
(指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)
- ⑦ 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- ⑧ その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

9 計画の作成及び実行手続

(1) 検討会・連絡協議会の設置

学識経験者、関係行政機関等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行うとともに、関係者の合意形成に努める。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保護又は管理のために必要な事業、モニタリング方法等について、自然科学と社会科学の両面から検討できる体制の整備に努める。

(2) 関係地方公共団体との協議

計画を策定する場合は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る区市町村と協議する。また、都県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、鳥獣保護管理法第7条第7項（第7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する隣接県と協議する。

なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあっては、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、東京都公安委員会等との情報共有を行うものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し行うものとする。また、対象地域での鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告する。

(5) 計画に関する年度別実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実施する取組を、年度別実施計画として取りまとめ、公表するよう努める。

鳥獣被害防止特措法に基づき区市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

ニホンジカについては、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画と整合を図りながら、計画として引き続き第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息数の適正化、自然植生や農林業への被害軽減を目的として、個体数調整、被害対策（侵入防止柵設置）等の各事業を実施する。

1
2

(第11表)

対象鳥獣	計画作成の目的	計画期間	対象区域	備考
ニホンジカ	・地域個体群の適正化 ・森林生態系の回復と保全 ・農林業被害の軽減	年度ごとに作成	八王子市の一部（中央自動車道以北で国道 16 号線以西の区域及び中央自動車道以南で明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園の区域）、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町	

3

4 10 計画の評価・見直し

5 設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達成度を評価し、課題の抽
6 出や改善策の検討を行う。それらの評価結果を踏まえて順応的に計画の見直しを行うものと
7 する。

8

9 11 計画の実行体制の整備

10 保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材
11 の確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図る。また、施策の一貫性が確
12 保される体制を整備するため、前述の検討会の設置等により、必要に応じて、大学・研究機
13 関及び鳥獣の研究者と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得るよう努めるものとす
14 る。

15

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理を行うとともに、次期事業計画の策定の際に活用するため、必要に応じて次に示す鳥獣保護対策調査等を実施する。実施に当たっては、研究機関、博物館、研究者等、近隣県及び庁内各局と連携し効率的な調査体制の整備及び情報の共有化に努める。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の情報については積極的に収集する。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5 km メッシュ又は1 km メッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化及び共有化を図る。

2 鳥獣保護対策調査

都内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、次の調査等の実施に努める。

(1) 鳥獣生息分布調査

都内に生息する野生鳥獣の種類、生息数、出現の季節等を調査する。

ツキノワグマについては、生息状況の実態把握等を行うため、定期的に調査する。

(2) 希少鳥獣保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣、これに準ずる鳥獣等の分布、生息個体数、生息環境、生態等を調査する。

ニホンカモシカ、アカガシラカラスバトについては、生息状況の実態把握等を行うため、定期的に調査する。

1

(第12表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥獣生息分布調査				
ツキノワグマ	令和4～8	生息状況調査（専門機関等による調査）	西多摩地域、南多摩地域	通年
希少鳥獣保護調査				
ニホンカモシカ	令和4～8	関東山地カモシカ保護地域通常調査（教育庁地域教育支援部所管、文化庁補助事業）	奥多摩町（関東山地保護地域内）	通年
アカガシラカラスバト	令和4～8	生息状況調査（専門機関等による調査）	小笠原諸島	通年

2

3 (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や飛来時期等を調査する。調査の実施に当たっては、環境省の定める日に実施される全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、鳥類に詳しい鳥獣保護管理推進員等を活用する。

9

10

(第13表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
多摩川、秋川、浅川、荒川、中川、奥多摩湖、多摩湖、その他都市公園や緑地内の水辺等、計80か所	令和4～8	「ガンカモ科鳥類の生息調査実施要領」（環境省）に基づき、鳥獣保護管理推進員等の調査員が現地調査を実施	原則、環境省の定める日

11

3 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等においては、必要に応じて管理計画や区域の見直し、解除等を検討する。このため、指定の更新期はもとより指定期間中においても、鳥獣の生息状況、生息環境、施設等を把握する必要がある。文献調査、定点調査、ラインセンサス調査等を実施する。

なお、鳥獣の良好な生存を図るために、それを支える生息地、繁殖地等の生態系としての諸条件を把握することが保護区の維持、管理等にも重要であるので、鳥獣以外の動物や

1 植物も含めた生息環境の調査方法について、専門家や有識者等への意見聴取も行って検討
 2 していく。

3

4

(第14表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
奥多摩	令和 5	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区を含む
秋川丘陵	5	鳥獣保護区更新のための調査	
井の頭恩賜公園	5	鳥獣保護区更新のための調査	
奥多摩湖	6	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区を含む
大島泉津	6	鳥獣保護区更新のための調査	
上野恩賜公園	6	鳥獣保護区更新のための調査	
村山山口	7	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区を含む
多摩川	7	鳥獣保護区更新のための調査	
東京港	7	鳥獣保護区更新のための調査	
御岳	4	鳥獣保護区管理のための調査	特別保護地区を含む
清瀬	4	鳥獣保護区管理のための調査	
調布市深大寺	4	鳥獣保護区管理のための調査	
図師小野路	4	鳥獣保護区管理のための調査	
七国山	4	鳥獣保護区管理のための調査	
東豊田	5	鳥獣保護区管理のための調査	
三宅島雄山	5	鳥獣保護区管理のための調査	
御蔵島	6	鳥獣保護区管理のための調査	
坪田大路池	6	鳥獣保護区管理のための調査	
こどもの国	6	鳥獣保護区管理のための調査	
八丈富士	6	鳥獣保護区管理のための調査	
八丈三原山	6	鳥獣保護区管理のための調査	
小岩戸ヶ鼻	6	鳥獣保護区管理のための調査	
北山	6	鳥獣保護区管理のための調査	
三宅島富賀山	8	鳥獣保護区管理のための調査	

5 注) 調査は専門機関が実施する。

6

7 4 狩猟対策調査

8 主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息分布、生息概況、生息環境の変化、捕獲
 9 状況等を調査する。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を、個体数推定
 10 の基礎情報として活用する。

11

1

$$\begin{matrix} 2 \\ 3 \\ 4 \end{matrix}$$

6

7

8

9
10
11

5 鳥獣管理対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、鳥獣の生息状況やその生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努める。また、調査の実施に当たっては、関係部局等の情報を一元化し、連携して調査を実施するよう努める。特定鳥獣が指定管理鳥獣である場合は、生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行うとともに、個体数推定を行う。

(1) 調査の概要

(第16表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
カワウ	平成 17～	捕獲による胃内容物調査 (多摩川、秋川流域) ねぐらモニタリング調査	産業労働局農林水産部水産課 による実施 関東カワウ広域協議会と連携 して実施
カラス類	平成 13～	生息状況調査	都内のねぐら約 40 か所におい て個体数等を調査
ニホンジカ (多摩地域)	令和 4 ～ 8	被害状況、生息分布、個体数 等モニタリング調査	「シカ管理計画」に基づく調査
ニホンザル等	平成 18～	農作物被害状況、生息分布、 個体数等モニタリング調査	産業労働局農林水産部所管の 「東京都獣害対策基本計画」に 基づく調査
イノシシ	令和 4 ～ 8	生息状況調査（専門機関等 による調査）	西多摩地域において通年実施

6 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）及び成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定を行い、情報収集に努める。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討したうえで、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(2) 制度運用の概況情報

都は、法に基づいて行う制度運用の概況を把握する。都は、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に生かすとともに、国に提供する。

7 新たな技術についての検討・普及

(1) 捕獲、調査等に係る技術の検討・普及

銃猟について、従来の巻き狩りだけでなく、誘引狙撃等様々な猟法を組み合わせた捕獲技術について検討する。わな猟について ICT 等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくりわなやはこわなの改良について検討する。

また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術についても検討を進め、普及につとめる。

(2) 被害防除対策に資する検討・普及

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT 等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発について検討し、普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る検討・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分について検討し、普及に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

職員は、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないよう努める。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修等を行い、専門的知識の向上を図る。その際、国、大学等が提供する研修等の活用も検討する。特に、特定計画の作成、実施等の鳥獣の保護及び管理を担当する職員は、必要な専門的知識について習得を図り、区市町村への情報提供、定期的な意見交換等を行い、専門的知識の向上と連携した取組の実施に努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護もしくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(2) 配置計画

(第17表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
【本庁】 環境局自然環境部計画課	人 4	人 0	人 4	毎年の業務量や社会情勢等を勘案し、適切な人員、人材を配置する。			
【出先機関】 環境局多摩環境事務所自然環境課	5	0	5				
【各支庁】 総務局大島支庁産業課	0	1	1				
総務局三宅支庁産業課	0	1	1				
総務局八丈支庁産業課	0	1	1				
総務局小笠原支庁産業課	0	1	1				
計	9	4	13				

(3) 研修計画

(第18表)

名称	主催	時期 (予定)	回数/ 年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護 担当者会議	環境省	6月 10月	2回	全国	2人	鳥獣保護全般に わたる国の方針	
野生生物保護 研修	環境省	5月	1回	全国	2人	野生生物保護 関係	必要があ れば派遣
鳥獣保護担当 者会議	都	4月	1回	全都	15人	年間事業計画、 法令関係、重点 事項	
関東山静ブロ ック会議	各都県 持ち回 り	11月	1回	環境省 関東1都6 県、山梨 県、静岡 県、長野県	2人	鳥獣保護行政 全般	

2 鳥獣保護管理推進員

(1) 方針

鳥獣保護管理に関する指導・取締り、普及啓発等、鳥獣保護管理行政の効果的な実施を図るため、鳥獣保護管理推進員を設置する。任用に当たっては、鳥獣の保護及び管理又は狩猟に関する相当の知識を十分に有する者へ委嘱する。

鳥獣保護管理推進員の総数は、地域に密着した活動を実施するため、原則として区市町村数に見合う数を最大とし、その配置については、地域の鳥獣の保護及び管理の実情等を勘案した担当地区制とする。

また、行政効果を高めるため、活動マニュアル等を用いて計画的に研修や意見交換等を実施し、鳥獣保護管理推進員としての知識や技術の向上を図る。

1 (2) 配置計画

2 (第19表)

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画							備考
	人員 (B)	充足率 (B/A)	令和 4	5	6	7	8	計 (C)	充足率 (C/A)	
62人	55人	89%	7人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	100%	()内 は総数 を示す

3

4 (3) 年間活動計画

5 (第20表)

活動内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
野生鳥獣の捕獲等に関する違反及び事故の防止等に関する巡回、普及啓発	←											→	野鳥の識別判定、調書の作成、狩猟取締り等
野生鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発	←											→	愛鳥モデル校指導、ポスターコンクールへの協力等
野生鳥獣への餌やり防止のための巡回、普及啓発	←											→	
傷病野生鳥獣の保護	←											→	東京都獣医師会、傷病野生鳥獣保護サポーター等
野生鳥獣に関する諸調査の補助	←											→	ガンカモ調査、カワウ調査等

6

(4) 研修計画

(第21表)

名称	主催	時期、回数、規模等	内容・目的		備考
鳥 獣 保 護 管 理 推 進 員 研 修 会	都 (本庁)	年 1 回 (4 月) 鳥獣保護管理推進員 全員を対象	・鳥獣の保護及び管理、関係法令等の説明 ・取締り指導及び普及啓発の進め方 ・鳥獣行政の現状及び問題点 等		
〃	都 (担当地区別)	年 2 回程度 地区別研修会	・狩猟取締り及び密猟取締り ・傷病鳥獣の取扱い ・違反事例と問題点 ・活動に当たっての課題 等		

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

都においては、狩猟免許所持者（のべ数）の数は平成28年の約5,500人から、平成29年には約6,100人と近年増加傾向にある。しかし、都内在住の狩猟免許所持者のうち都への狩猟者登録を行った者は平成29年で約200人であり、免許資格を有しながら都内で狩猟をしない人が大半である。

一方で、西多摩地域及び南多摩地域においては、鳥獣による農林産物への被害や生態系への影響が顕著であり、有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施、被害や生息状況等の調査等、鳥獣の適正な管理が求められ、担い手の育成が急務となっている。

そこで、都で実施している狩猟免許更新講習会の機会を活用して、現在直面している都の現状課題等について情報を発信し、公益社団法人東京都猟友会の協力を得ながら、狩猟者の役割の重要性を伝える等、都の鳥獣保護管理に資する担い手確保に努めていく。また、地域の捕獲の担い手の確保及び育成のために、初心者や狩猟免許所持者で未登録の者を対象とした狩猟体験や技術向上を図るための研修等について検討する。

また、狩猟者には、狩猟事故や違法行為の未然防止を訴える等、資質の向上に努め、社会から信頼を得られるよう、狩猟のマナーや公益的役割についても、あわせて普及啓発を図っていく。

(2) 人材の育成及び配置

① 都職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、研修を受ける等研

1 ^{さん}鑽に努める。

2 ② 鳥獣保護管理推進員の育成及び配置

3 都は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理推進員を対象とした研修を計画的に実
4 施する等、資質の維持・向上に努める。

5 ③ 区市町村職員の育成

6 都は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された区市町村職員が、法に基づ
7 く各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を
8 有する研修等を受講できるよう配慮する。

9 ④ 民間の保護及び管理の担い手の育成

10 都及び区市町村は、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少して
11 いることから、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣
12 捕獲等事業者の育成・確保に努める。また、地域における効果的な捕獲体制の整
13 備のため、区市町村等へ認定鳥獣捕獲等事業者の活用事例の情報を提供する。

14
15 **(3) 研修計画**

16 (第22表)

名称	主催	時期、回数等	人数	内容・目的
狩猟免許更新講習会	都	5月～9月 年6～20回程度	100～300人／ 回	狩猟免許更新時の講習会にて、鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発を図る

17
18 **4 鳥獣保護施設等について**

19 傷病鳥獣の保護や鳥獣に関する普及啓発の拠点となる鳥獣保護センター等の施設について
20 は設置は行わず、既存の体制や施設を活用することで対応する。

21 傷病鳥獣の保護については、都内各所で開業している公益社団法人東京都獣医師会所属の
22 病院による身近できめ細やかな治療とNPO法人、傷病野生鳥獣保護サポーター等による適切
23 なリハビリ等を機能的に運用しながら実施していく。

24 鳥獣に関する普及啓発については、自然公園内に設置されている各ビジターセンター、「東
25 アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事
26 業）」に参加している東京港野鳥公園等の既存の施設を有効に活用していく。

5 取 締 り

(1) 方針

鳥獣の違法捕獲、違法飼養、違法な販売行為等については、警視庁と連携し重点的に取締りを実施している。警視庁が捜査、検挙に関する事務を担い、都は鳥獣保護管理推進員を現地に派遣して野鳥の識別判定及び調書の作成に協力している。さらに、鳥獣保護管理推進員が都内のペットショップ等を巡回パトロールし、野鳥の違法販売等についての監視体制を強化している。今後も、鳥獣保護管理推進員の更なる資質の向上を図り、警視庁との連携を密に積極的な取締りを推進していく。

狩猟の取締りについても、地域を所轄する警察署との情報交換及び連携を一層密にし、迅速かつ適正な取締りを推進していく。狩猟期間中は鳥獣保護管理推進員による定期的なパトロールを実施する。特に、狩猟者が多数出猟すると予想される解禁日、週末等はパトロールを強化する。

違法捕獲や違法飼養の鳥獣で、任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、個体の様子を観察し、十分な体力をつけてから放鳥獣する。また、遺伝的な攪乱^{かくらん}を防ぐ観点から、可能な限り捕獲等又は採取等された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

(第23表)

事業内容	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
狩猟取締り、とりもち、かすみ網等による違法捕獲取締り								←				→	狩猟期間及びその前後
違法捕獲及び違法飼養取締り	←											→	
鳥獣販売業者パトロール及び取締り	←											→	

6 必要な財源の確保

本計画に記載されている各種鳥獣保護管理事業を円滑に実施するため、その必要性や金額を十分に精査の上、必要な財源の確保に努める。また、支出に当たっても、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の各種事業の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

1 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

- ① 生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の野生復帰を図ることを目的に傷病鳥獣の救護を実施する。
- ② 保護の対象とする種は、希少種や交通事故等の人為的な要因で傷付きかつ野生復帰の見込める個体とする。
- ③ 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣として、「表6 予察表」に記載されている以下の種は保護の対象としない。
対象外鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ
- ④ 本来地域に生息しない外来鳥獣等や人間の介入により野生復帰が困難となり得る雛、出生直後の幼獣についても保護の対象としない。
- ⑤ 雛及び幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、適正な鳥獣との関わり方について普及啓発に努める。
- ⑥ 東京都傷病鳥獣保護対応マニュアル、同水準と認められるマニュアル等に即して、傷病鳥獣の収容、治療、保護飼養、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ⑦ 救護した傷病鳥獣から今後の保護管理に有用な情報の収集に努める。
- ⑧ ニホンカモシカについては、特別天然記念物であり、文化財保護法に基づき適切な対処を行う。

(2) 傷病鳥獣保護の実施

- ① 東京都獣医師会、NPO 団体、獣医系大学等保護機関との連携を推進するとともに、東京都傷病野生鳥獣保護サポーター制度を活用して、ネットワーク体制の充実を図る。
- ② 傷病鳥獣の保護収容は、通報者（都民等）の協力を得て、東京都獣医師会、NPO 団体、獣医系大学等保護機関と連携して実施し、治療、保護飼養の後、回復した鳥獣は野生の生活に戻すことを原則とする。
- ③ 傷病鳥獣として収容された鳥獣のうち、特定外来生物に指定された鳥獣や野生復帰が感染症等の蔓延の原因となるおそれのある鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させる。

2 油等による汚染に伴う水鳥の救護

(1) 連絡体制の整備

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、情報の収集及び提供並びに円滑な救護活動に資するよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また、関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

(2) 事故発生時の対応

油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合には、保護機関のほか、東京都鳥獣保護管理推進員、環境省所管の「水鳥救護研修センター」、動物園等とそれぞれ連携を図りながら対処に努める。

3 鳥類の鉛中毒の発生防止

鳥類の鉛中毒による事故死を防止する取組を推進するにあたって、鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。国が実施する鉛中毒に関するモニタリングの結果を踏まえ、鉛中毒による鳥類への影響を評価するとともに、水鳥又は猛禽類^{きん}の保護の観点から効果が見込まれる場合には、該当地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進める。

4 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼育等に影響の大きい鳥獣由来の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び都内関係機関との連絡体制を整備する。

野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施する。また、関係する機関に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

- ・人獣共通感染症であり、家畜への影響も大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を行うと

ともに、家畜衛生部局、区市町村等と連携し、発生時には迅速な対応を行う。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関りや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

- ・平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が継続して確認されていることから、野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、周辺県や関係市町村と連携しながら捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」に基づいた防疫措置に配慮しながら捕獲を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・蔓延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。
- ・アフリカ豚熱（ASF）については、現在国内での感染はないがアジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整える。

(3) その他感染症（SFTS等）

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り情報収集を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

- ・SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などマダニが媒介する感染症の広がりが懸念されている。関東地方周辺では、研究によりマダニ媒介感染症における最重要種の一つであるフタトゲチマダニの密度が、ニホンジカ密度と相関していることが示されている。一方、感染拡大の要因は単一ではなく、様々な要因が関与していると考えられている。将来的な備えとして、適切な野生動物管理が必要であり、関係機関と共に情報収集に努める。
- ・疥癬に罹患したタヌキ等については、疥癬の蔓延防止に努めるために、できる限り苦痛を与えない方法で致死させる。
- ・口蹄疫等が発生している場合には、発生地周辺の鳥獣に異常がないか監視に努める。

(4) 家畜等における感染症発生時の対応

周辺県で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合において、同病に感受性の高い鳥獣の個体が確認された場合には、その症状等に十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等（産業労働局）と調整し、適切な対応を図る。

また、保護個体については、必要に応じて搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の有無を把握し、感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。

5 大型獣類の市街地出没への対応

近年、ニホンジカやイノシシ等の大型獣類の生息範囲が拡大傾向にあり、市街地への出没の可能性が高まり、人との軋轢が懸念されることから、大型獣類が市街地へ出没した際に対応していくための体制の整備が求められている。

そのためには、生息状況調査の継続的な実施により、常に大型獣類の生息分布域の拡大の有無等を把握し、市街地への出没に備える必要がある。また、専門家等の意見も踏まえ、対象獣類の生態、行動特性、想定される出没原因や移動経路など人身被害等の防止に向け、留意すべき事項について整理し、関係部局や自治体と情報共有を図る。加えて、実際に出没した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係部局、自治体、関係機関と連携し、出没の際の連絡体制や捕獲体制の構築、住民への注意喚起等、都の地域事情に応じた対応方法について検討する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

都民の鳥獣の保護管理思想についての普及啓発を図ることを目的として、愛鳥モデル校をはじめとする小・中学校の教育の場を重点とした野鳥の巣箱コンクール、愛鳥週間用ポ

スター原画コンクールの開催、また、地域住民による保護活動等の育成指導等を行う等、地域の特性に応じた事業の実施を検討する。

普及啓発の際には、生物多様性の保全のために、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めるとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するよう努める。また、鳥獣の撮影や観察時における配慮に欠けた行為（例えば、希少猛禽類の営巣を至近距離から長時間撮影する等）は、鳥獣の生態に影響を及ぼすため、適切なマナーを普及するよう努める。

(2) 普及啓発施設について

野鳥等の観察に適する場所や公園等にある野鳥と親しめる主な観察施設等

(第24表)

名称及び 整備年度	所在地 及び面積	施設概要及び内容	利用方針
東京港野鳥公園 平成元年度開設	大田区 約 36ha	ネイチャーセンター 自然学習センター 観察小屋（4 棟）	入園料一般 300 円 レンジャーによる観察指導 あり
光が丘公園 昭和 56 年度開設	練馬区 約 61ha	観察舎（1 棟）	無料 バードサンクチュアリでの 自然解説あり（土日祝）
檜原都民の森 平成 2 年度開設	檜原村 約 197ha	観察小屋（1 棟） 遊歩道・ハイキングコース	無料 自然解説員による無料ガイドあり（週末中心）
水元公園 昭和 40 年度開設	葛飾区 約 96ha	観察舎（6 棟）	無料
葛西臨海公園 平成元年度開設	江戸川区 約 78ha	ウォッチングセンター 観察舎（7 棟）	無料 ウォッチングセンターでの 自然解説あり（土日祝）
山のふるさと村 平成 2 年度開設	奥多摩町 約 30ha	ビジターセンター ネイチャートレイル (5, 500m)	無料 (宿泊施設は有料)
八丈植物公園 昭和 37 年度開設	八丈町 約 22ha	ビジターセンター 観察小屋（1 棟）	無料 自然解説員による無料ガイドあり（週末中心）

注) その他自然公園施設 御岳ビジターセンター、奥多摩ビジターセンター
高尾ビジターセンター、小笠原ビジターセンター
小峰ビジターセンター、御岳インフォメーションセンター

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣の保護思想についての普及の一環として、保育園、幼稚園及び小中学校を対象に、申出の中から地域的な配置等を考慮して愛鳥モデル校等を指定する。必要に応じて、高等学校その他の学校等についても指定対象範囲とする。指定校等には、東京都鳥獣保護管理推進員等による指導や鳥獣保護のための必要な助言を行う。

② 指定期間

3年以内とし、当該校の希望、活動状況等を勘案し、更新することができることとする。

③ 活動内容

愛鳥モデル校等に対し、当該指定を表する銘板の交付等を行う。また、学校からの要望等に応じて、愛鳥教育の指導員として鳥獣保護管理推進員を派遣し、野鳥のための樹林の育成、巣箱等の野鳥の誘引施設の設置等について助言指導を行う。これらにより、地域の鳥獣を保護思想の普及の核となるよう働きかける。

④ 内訳

(第25表)

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	16	1	17	17	1	18	18	1	19	19	1	20	20	1	21
中学校	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5	5	1	6
その他の学校	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5	5	1	6
計	18	3	21	21	3	24	24	3	27	27	3	30	30	3	33

(4) 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの実施

身近な自然の中で、野鳥の生態を観察し、自然の仕組みを知る環境学習のきっかけとして、都内の小中学生が作成した愛鳥週間用ポスター原画を募集する。同コンクールに応募があった全ての作品は作品展で展示するほか、都民向けに鳥獣の保護管理等について普及啓発を図る。

(5) 安易な餌付けの防止

都内では、主にドバト等の野生鳥獣へ安易に餌付け行為が行われることにより、個体数が異常に増え、フンや鳴き声、家屋侵入等による生活環境への被害等が発生しているため、鳥獣への安易な餌付けの防止について、継続的な普及啓発に努める。

普及啓発は、関係団体等によるポスターの掲示、ホームページの活用、看板の設置、広報媒体への掲載、鳥獣保護管理推進員や施設管理者による呼びかけ等により実施する。なお、過度な餌付け行為については、区市町村、施設管理者、警察等と連携し、餌付け行為をやめるよう注意する。

また、生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ることについても、積極的な普及啓発に努める。

(6) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収、個体識別措置の徹底等猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(7) 法令の普及の徹底

① 方針

鳥獣に関する法令に係る違法行為については、メジロ、ホオジロ等の野鳥（非狩猟鳥獣）の違法な捕獲、飼養、販売行為等について重点的に取締りを実施しているものの、違法行為が絶えない状況である。今後も、警視庁との連携を図りながら、鳥獣保護管理推進員等によるパトロールを実施する等、法令の普及徹底に努める。

都民に対しては、関係団体と協力して、密猟防止看板の設置や広報誌、ポスターの掲示、パンフレット、ホームページ、SNS等の媒体の活用により周知徹底を図る。

狩猟者に対しては、狩猟免許更新講習会において狩猟事故及び狩猟違反の防止について周知徹底を図る。特に、捕獲した鳥獣の適正処理（残滓^{しづ}放置規制）等、法令に関しては十分な周知徹底を図るとともに、狩猟者としてのマナーの向上に努めることについても指導し、狩猟免許所持者の資質の向上を図る。さらに、捕獲許可時の申請者への指導、猟期における現場での巡回取締り等により周知徹底を図り、事故及び違反の防止に努めていく。

② 年間計画

(第26表)

事業内容	実施時期（月）												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
違法捕獲・違法飼養取締り	←											→	巡回パトロール
法令一般に係る普及啓発	←											→	密猟防止看板設置 ポスターの掲示等
適正狩猟の普及啓発	←											→	狩猟免許更新講習会、 狩猟登録時に狩猟者に対して実施
違法品の販売取締り	←											→	

狩期現場パトロール

7 小笠原諸島における鳥獣保護等について

小笠原諸島は、固有かつ希少な動植物が数多く生息、生育する独特の生態系を有しており、平成 23 年 6 月にユネスコの世界自然遺産に登録された。一方、外来種等により多くの固有種が影響を受けており、鳥獣の保護等のため積極的な取組が必要である。

(1) 概要

小笠原諸島は、日本列島南方の北西太平洋に位置し、南北約 400km にわたって散在する島々の総称で、父島、母島及び^{むこ}聟島の 3 列島からなる小笠原群島、火山列島（硫黄列島）及び周辺孤立島からなる。本土から南に約 1,000km 離れており亜熱帯に属し、島の成立以来大陸と陸続きになったことがない海洋島である。その特異な島の成り立ちから、クロアシアホウドリ、コアホウドリ等の海鳥類の重要な繁殖地であるとともに、アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ等の東京都レッドデータブックに記載されている希少な鳥獣も数多く生息する。さらに、100 種以上の陸産貝類や昆虫類及び植物においても固有種の割合が高く、独特の生態系が形作られている。

一方、外来種の影響により、小笠原固有種の数には減少しており、希少な自然を保全するため、国、都、小笠原村、地元住民、関係団体等との協働により、鳥獣の生息環境を改善する取組が進められている。

その独特の自然や外来種に対する取組等が評価された結果、平成 23 年 6 月にユネスコの世界自然遺産への登録が決定した。

(2) 鳥獣保護区等について

小笠原諸島では、本計画開始時点において、鳥獣保護区が4か所、特別保護地区が3か所、特別保護指定区域が1か所指定されており、その全てが国指定となっている。

なお、特別保護指定区域は、オガサワラオオコウモリの冬季の集団ねぐらの形成域として、特段の保護を図るために指定されている。

(第27表)

鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域	
指定区分	鳥獣保護区名称 (国指定)	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間
希少鳥獣生息地	小笠原群島	20,065	令和1.11.1 ～ 令和21.10.31	1,377	令和1.11.1 ～ 令和21.10.31	3	令和1.11.1 ～ 令和21.10.31※
集団繁殖地	西之島	29	平成20.8.1 ～ 令和9.10.31	29	平成20.8.1 ～ 令和9.10.31		
〃	北硫黄島	860	平成21.8.1 ～ 令和11.10.31	557	平成21.11.1 ～ 令和11.10.31		
〃	南鳥島	395	平成21.11.1 ～ 令和11.10.31				
合計	4か所	21,349		1,963		3	

※令和元年12月24日から令和21年10月31日までの各年の12月1日から翌年6月30日まで

(3) 鳥獣の人工繁殖について

① アカガシラカラスバト保護増殖事業

小笠原諸島の固有亜種アカガシラカラスバトは、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されており、平成12年度から恩賜上野動物園での飼育繁殖を中心に保護増殖事業を実施している。平成18年8月には、種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定され、本事業はこの計画に基づいて実施されている。今後も動物園での飼育繁殖を継続し、関係機関と連携して合意を図りながら生息域外保全に努める(13頁 第6表 参照)。

② オガサワラオオコウモリ保護増殖事業

小笠原諸島の固有種オガサワラオオコウモリは、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されており、平成 22 年 11 月に種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定され、国が調査を行っている。なお、都も、平成 19 年度より、火山列島において、平成 23 年度より、父島でオガサワラオオコウモリ保全調査を行っている。今後も、国に対し、必要に応じて協力に努める。

③ オガサワラカワラヒワ保護増殖事業

現在、オガサワラカワラヒワの生息が確認されているのは小笠原諸島の母島、母島属島及び南硫黄島のみである。オガサワラカワラヒワは、国内希少野生動植物種に指定されており、令和 3 年 4 月に種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定された。今後も、国に対し、必要に応じて協力に努める（13 頁 第 6 表 参照）。

(4) 外来鳥獣等の対策について

① ノヤギ

家畜として持ち込まれたヤギが野生化し、固有の植物を食べたり、踏圧により地表をむき出しにし、島の植生に大きな影響を与えていたため、1970 年頃から捕獲を開始した。その結果、南島、東島、^{むこ}聟島列島、西島、兄島及び弟島で根絶が達成され、本計画時には、父島で捕獲を実施しており、根絶に向けた取組を続ける。

② ノネコ

父島及び母島においては、ペットとして飼われていたネコが野生化し、希少な鳥類等を捕食していることから、NPO 団体が捕獲を始めた。その後、国及び小笠原村や NPO 団体とが協働により本格的に捕獲を進め、捕獲されたネコの本土への搬送を行い、東京都獣医師会が搬送されたネコの飼い主を探すという取組を実施しており、野生化したネコの根絶に向けた取組を続ける。また、国は、一部の地域で鳥類の繁殖地保護等のため、ネコ等の侵入防止柵を設置し、監視に取り組んでいる。

③ クマネズミ

船にまぎれて侵入したとされるクマネズミは、固有の植物の種子、実等を食べ、また、希少な鳥類を襲う等、島の生態系に影響を与えているため、南島において、餌箱や手餌^ま撒きにより殺鼠剤を散布し駆除を実施している。また、国は^{むこ}聟島、兄島等において、ヘリコプターを使った殺鼠剤^その散布により駆除に取り組んでいる。

④ ドブネズミ

向島において、オガサワラカワラヒワの繁殖地保護のため、殺鼠剤によるドブネズミの駆除を実施している。

⑤ その他

国は、希少な昆虫類を捕食しているグリーンアノール（は虫類）、在来の樹林に侵入するアカギ（木本植物）等についても、駆除対策を講じており生態系の回復を図っている。なお、弟島のノブタ及びウシガエル（両生類）については、駆除が行われ根絶した。

(第28表)

対象名	対策	実施主体	地域
ノヤギ	銃等による駆除	都	父島
ノネコ	捕獲、本土搬送しペット化	国、小笠原村、NPO 団体 都、東京都獣医師会	父島、母島
クマネズミ	殺鼠 ^そ 剤の散布による駆除	国、都	聟 ^{むこ} 島列島 兄島、弟島、南島
ドブネズミ	殺鼠 ^そ 剤の散布による駆除	国	向島
グリーンアノール (は虫類)	粘着シートによる捕獲 拡散防止等のための柵 設置	国、都	父島、母島、兄島
アカギ(木本植物)	薬剤注入による枯殺や 伐倒	国、都	父島、母島 都有地

(5) 普及啓発

旅行者等に対しては、本土、他の島又は他の場所から外来種等を持ち込んだり、拡げたりしないようにするため、小笠原航路の船内において、ポスターの掲示、客室へのパンフレット配布等を行い、引き続き啓発を進める。また、竹芝桟橋での乗船時や母島上陸時の靴裏の洗浄、父島遊歩道入り口における衣服又は荷物に付着した虫、種子等の除去や靴裏の洗浄についても、事前案内、説明板等により協力を求めている。

小笠原ビジターセンターでは、小笠原の文化、自然等を映像や模型、パネル等により分かりやすく展示、解説し、来館者に対して貴重な自然について理解を深めてもらうよう努める。

また、環境省は、世界自然遺産の保全管理の取組を進めることを目的に、平成 29 年 5 月に小笠原世界遺産センターを開所し、世界遺産の価値や保全の取組に関する情報発信や希少種の保護増殖、外来種対策等を実施している。

都は、小笠原村と協定を締結し、ガイド制度の導入、利用ルールの設定等、保護と適正な利用の両立を図りながら地域の発展に寄与する「東京都版エコツーリズム」を実施している。これにより、南島及び石門一帯では、自然解説、利用指導等を行う認定ガイドの同行を義務付けており、引き続き講習会等を開催し、ガイドの養成やスキルアップに取り組む。

一方、国や村もそれぞれガイド制度を設け、利用者への普及啓発を進めており、地元 NPO 団体等は、アカガシラカラスバトの保全を進めるため、「あかぼっぼの日」を設定し、展示や講演を行う等島民全体を対象にした普及啓発活動も行っている。また、国による「ボ

- 1 ランティアによる外来植物の駆除ツアー」や村による「飼いネコのマイクロチップの装着」
- 2 等、島内外の協力による取組が実施されている。